

## 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合規則第16号

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合情報公開条例施行規則（平成27年規則第10号）の一部を次のように改正する。

第11条の見出しを「( 公文書の写しの交付等に係る費用の納付時期 )」に改める。

第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条を第15条とする。

第13条の見出しを「( 第三者からの審査請求を棄却する場合等の通知 )」に改め、同条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条の次に次の1条を加える。

( 提出資料の写しの交付等に係る費用の納付時期 )

第14条 条例第26条第5項に規定する費用は、前納しなければならない。

第1号様式から第12号様式までを次のように改める。



第2号様式（第5条関係）

公開決定通知書

第 年 月 日

様

実施機関名



年 月 日付けの公開請求について、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公文書の全部を公開することを決定したので通知します。

公文書の件名	
公開の日時	
公開の場所	
公開の実施方法	
担 当	( 電話番号 )
備 考	

注1

2 公文書の公開を受ける際には、この通知書を受付へ提示してください。

備考 注1の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

第3号様式（第5条関係）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">部 分 公 開 決 定 通 知 書</p>	
	<p style="margin: 0;">第 年 月 日 号</p>
様	<p style="margin: 0;">実施機関名 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">印</span></p>
<p>年 月 日付けの公開請求について、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を公開することを決定したので通知します。</p>	
公文書の件名	
公開の日時	
公開の場所	
公開の実施方法	
公開しないこととした部分	
上記の部分を開示しない理由	大阪市・八尾市・松原市環境施設組合情報公開条例第7条第 号に該当 （説明）
担 当	（電話番号 ）
備 考	
<p>注1 2 公文書の公開を受ける際には、この通知書を受付へ提示してください。</p>	

備考 注1の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

第4号様式（第5条関係）

非 公 開 決 定 通 知 書

第 年 月 日

様

実施機関名



年 月 日付けの公開請求について、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合情報公開条例第10条第2項の規定により、次のとおり公文書の全部を公開しないことを決定したので通知します。

公文書の件名	
公開しない理由	大阪市・八尾市・松原市環境施設組合情報公開条例第7条第 号に該当 (説明)
担 当	( 電話番号 )
備 考	

注

備考 注の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

第5号様式（第5条関係）

公開請求拒否決定通知書

第 年 月 日 号

様

実施機関名



年 月 日付けの公開請求について、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合情報公開条例第10条第2項の規定により、次のとおり当該公開請求を拒否することを決定したので通知します。

公開請求書に記載された公文書の件名又は内容	
公開請求を拒否する理由	
担 当	( 電話番号 )
備 考	

注

備考 注の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

第6号様式（第5条関係）

不 存 在 に よ る 非 公 開 決 定 通 知 書

第 年 月 日 号

様

実施機関名



年 月 日付けの公開請求について、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合情報公開条例第10条第2項の規定により、次のとおり公文書を保有していないため、公開しないことを決定したので通知します。

公開請求書に記載された公文書の件名又は内容	
公開請求に係る公文書を保有していない理由	
担 当	( 電話番号 )
備 考	

注

備考 注の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

第7号様式（第6条関係）

決 定 期 間 延 長 通 知 書

第 年 月 日 号

様

実施機関名



年 月 日付けの公開請求について、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公開決定等をすべき期間を延長したので通知します。

公文書の件名	
条例第11条第1項の規定による決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長の理由	
担 当	( 電話番号 )



第 8 号様式（第 7 条関係）

公開決定等の期限の特例通知書

第 年 月 日 号

様

実施機関名 印

年 月 日付けの公開請求について、次のとおり大阪市・八尾市・松原市環境施設組合情報公開条例第12条の規定を適用することとしたので通知します。

公文書の件名	
条例第 11 条第 1 項の規定による決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
条例第 12 条の規定を適用する理由	
公開請求に係る公文書のうちの相当部分につき公開決定等をする期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
上記の期間内に公開決定等をする部分	
残りの公文書について公開決定等をする期限	年 月 日
担 当	( 電話番号 )

第9号様式（第8条関係）

意見書提出の機会付与通知書

第 年 月 日 号

様

実施機関名 印

あなた（貴団体）に関する情報が記録されている公文書について、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合情報公開条例第5条の規定による公開請求がありました。  
 この公開請求に係る公文書の公開決定等について御意見があれば、別紙「公開決定等に対する意見書」により、 年 月 日までに回答してください。

公開請求があった年月日	年 月 日
公開請求に係る公文書の件名	
上記の公文書に記録されたあなた（貴団体）に関する情報	
上記の情報が条例第7条第1号から第3号までのただし書に該当する理由	
担当及び意見書の提出先	（電話番号）

別紙

公開決定等に対する意見書

年 月 日

様

住所又は居所

( 法人その他の団体にあつては、  
事務所又は事業所の所在地 )

氏名及び連絡先

( 法人その他の団体にあつては、  
その名称及び代表者の氏名並  
びに担当者の氏名及び連絡先 )

電話番号( )

年 月 日付け 第 号により通知のあった件について、次のとおり回答します。

公文書の件名	
公文書の公開についての反対の意思の有無	公開に反対      公開に同意
公文書の公開についての意見	

注 各欄に必要な事項を記入し、又は該当する にレを付けてください。

第 10 号様式（第 8 条関係）

第三者に関する情報の公開決定通知書

第 年 月 日 号

様

実施機関名



あなた（貴団体）に関する情報が記録されている公文書の公開請求について、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公開することを決定したので、同条例第13条第3項の規定により、通知します。

公開決定通知書等の文書番号等	年 月 日 第 号
公開する公文書の件名	
公開する公文書に記録されたあなた（貴団体）に関する情報	
公開決定した理由	
公開を実施する年月日	年 月 日
担 当	（電話番号）
備 考	

注

備考 注の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

第11号様式（第12条関係）

審 査 会 諮 問 通 知 書

第 年 月 日 号

様

実施機関名 印

年 月 日付けの審査請求について、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合情報公開条例第17条の規定により、次のとおり大阪市・八尾市・松原市環境施設組合情報公開審査会に諮問したので、同条例第18条の規定により、通知します。

審査請求に係る公文書の件名又は内容	
審査請求に係る公開決定等の内容	
審査請求に係る公開決定等の理由	
審査請求の内容	
諮問をした年月日	年 月 日
担 当	（電話番号）
備 考	

第12号様式（第13条関係）

審査請求人等に関する情報の公開実施日等通知書

第 年 月 日 号

様

実施機関名 印

あなた（貴団体）に関する情報が記録されている公文書について、次のとおり公開することを決定したので、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合情報公開条例第19条において準用する同条例第13条第3項の規定により、通知します。

公開決定通知書等の文書番号等	年 月 日 第 号
公開する公文書の件名	
公開する公文書に記録されたあなた（貴団体）に関する情報	
公開を実施する年月日	年 月 日
担 当	（電話番号）
備 考	

注

備考 注の部分にこの通知書に記載した公開決定に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

## 附 則

### ( 施行期日 )

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

### ( 経過措置 )

- 2 この規則による改正後の大阪市・八尾市・松原市環境施設組合情報公開条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第13条及び第10号様式から第12号様式までの規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた公開決定等（大阪市・八尾市・松原市環境施設組合情報公開条例の一部を改正する条例（平成28年条例第3号）による改正後の大阪市・八尾市・松原市環境施設組合情報公開条例（平成27年条例第7号。以下「改正後の条例」という。）第11条第1項に規定する公開決定等をいう。以下同じ。）又は施行日以後にされた公開請求（改正後の条例第6条第1項に規定する公開請求をいう。以下同じ。）に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた公開決定等又は施行日前にされた公開請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則第14条の規定は、施行日以後にされた公開決定等又は施行日以後にされた公開請求に係る不作為に係る審査請求について適用する。